

令和5年7月以降適用のランク付けについて

1. 等級別発注基準表（ランク別金額区分）を変更します。

(1) 貝塚市建設工事指名業者選定要綱別表について改正を行います。

別表（第6条、第7条、第10条関係）

(改正後) 等級別発注基準表

(あ) 工事種別及び等級	(い) 設計金額
土木工事	
Aランク	3,500万円以上1億5,000万円未満
B1ランク	<u>2,000万円以上</u> 3,500万円未満
B2ランク	800万円以上 <u>2,000万円未満</u>
Cランク	800万円未満
建築工事	
Aランク	6,000万円以上1億5,000万円未満
B1ランク	2,000万円以上6,000万円未満
B2ランク	400万円以上2,000万円未満
Cランク	400万円未満
舗装工事	
Aランク	750万円以上4,000万円未満
B1ランク	500万円以上750万円未満
B2ランク	300万円以上500万円未満
Cランク	300万円未満
管工事	
Aランク	600万円以上4,000万円未満
Bランク	600万円未満
その他工事	
各業種の登録業者	4,000万円未満

参考 (改正前) 等級別発注基準表

(あ) 工事種別及び等級	(い) 設計金額
土木工事	
Aランク	3,500万円以上1億5,000万円未満
B1ランク	<u>1,500万円以上</u> 3,500万円未満
B2ランク	800万円以上 <u>1,500万円未満</u>
Cランク	800万円未満

※各ランクの発注予定件数及び対象業者数により入札参加機会の均等化をはかるため、工事案件により複数のランクを指定して入札参加希望者を募集する場合があります。この場合、「希望型募集案件」の公表時に複数のランクを対象として記載します。

2. 建設工事ランク付けの総合数値算出方法及び昇格要件は変更ありません。

(1) 次の式により算出した総合数値により、ランク付けを行います。

①+②=総合数値
① 経営規模等審査結果通知書総合評定値通知書の総合評定値（P）点
② 市発注工事の成績 （過去5年度の工事成績平均点－60点）×2 ※過去5年度の間、市発注工事の実績がない場合の工事成績平均点は60点とし、加算点はありません。

(2) 昇格要件

貝塚市建設工事指名業者選定要綱第11条（昇格の要件）

- ① 昇格する前に1年以上の在級期間を有していること。
- ② 昇格する前1年以内に入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ③ 土木及び建築工事におけるAランクへの昇格は、建設業法による特定建設業の許可を有していること。

●在級期間と昇格の例

例：土木工事、建築工事

A		↑	↑
B 1	↑		
B 2		↑	
C			↑
	○ C→B 1への昇格 ※新規参入業者については、在級期間1年未満のため不可。	○ B 2→Aへの昇格 ※ただし、土木、建築のAランクへの昇格は特定建設業の許可を要する。	× C→Aへの昇格はできません。 ※二段階以上の飛び昇格は不可。

例：舗装工事

A		↑
B 1	↑	
B 2		↑
C		↑
	○ C→B 1への昇格 ※新規参入業者については、在級期間1年未満のため不可。	× C→Aへの昇格はできません。 ※二段階以上の飛び昇格は不可。